

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成20年  
1月25日  
(金曜日)

## 目次

告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....一

生活保護法の規定に基づく施術所の廃止の届出(厚政課).....一

生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課).....二

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....二

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課).....三

保安林指定の解除(岩国市)(森林整備課).....四

道路の区域の変更(道路整備課).....四

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課).....五

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....五

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....五

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課).....六

土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課).....六

土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課).....七

公共測量の実施(監理課).....七

### 山口県告示第二十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。



平成二十年一月二十五日

名 医	療 称	所 在 地	山口県知事	二 井 関 成
医療法人杏祐会三隅病院長	門診療所	長門市東深川九六五の一四	平成一九、一〇、三一	
あおば薬局		宇部市五十目山町一五番七一号	"	"

### 山口県告示第二十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年一月二十五日

名 医	療 称	所 在 地	山口県知事	二 井 関 成
医療法人杏祐会三隅病院長	門診療所	長門市東深川一八九七の一	平成一九、一一、一	
休日夜間心身診療所		柳井市中央一丁目五番三号	"	"
松井歯科クリニック		岩国市周東町下久原八一六の三	"	"
あおば薬局		宇部市五十目山町一五番二号	"	"
トータス薬局光店		光市室積中央町四番一〇号	"	"

### 山口県告示第二十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、指定を受けた施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十年一月二十五日

施術者の氏名	施 施 称	所 在 地	山口県知事	二 井 関 成
川村 剛史	和整骨院・光院	光市大字浅江二七五六の一	平成一九、一〇、一九	

山口県告示第二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十年一月二十五日

山口県知事 二井 関成

氏名	施設名	住所	所在地	指定年月日
武田 正樹	幸泉鍼灸治療院	岩国市玖珂町四九四〇の七	平成一九、一〇、二二	
川村 剛史	川村整骨院	光市浅江三丁目一七番三号	一、一、一	

山口県告示第二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十年一月二十五日

山口県知事 二井 関成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地	事業の種類	廃止年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一号	株式会社コムスン山口小郡ケアセンター	山口市小郡下郷三三八〇の二	訪問介護	平成一九、一〇、三一
"	"	株式会社コムスン山口西京ケアセンター	" 楠木町八番五号	"	"
"	"	株式会社コムスン防府ケアセンター	防府市栄町二丁目二番二九号	"	"
"	"	株式会社コムスン岩国中央ケアセンター	岩国市麻里布町四丁目一六番二号	"	"

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地	事業の種類	廃止年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一号	株式会社コムスン山口柳井ケアセンター	柳井市南町一丁目八番四号	"	"
"	"	株式会社コムスン周南ケアセンター	周南市大字久米三一九八の六	"	"
"	"	株式会社コムスン山口小野田ケアセンター	山陽小野田市日出三丁目一五番二八号	"	"
"	"	株式会社コムスン防府ケアセンター	防府市栄町二丁目二番二九号	訪問介護	"
"	"	株式会社コムスン山口平井ケアセンター	山口市平井一四一七の八	通所介護	"
"	"	株式会社コムスン防府ケアセンター	防府市戎町一丁目九番一七号	"	"
"	"	株式会社コムスン山口福社ケアセンター	山口市栄町二丁目二番二九号	福祉用具貸与	"
"	"	株式会社コムスン防府ケアセンター	防府市栄町二丁目二番二九号	小規模多機能型居宅介護	"
"	"	株式会社コムスン防府ケアセンター	防府市栄町二丁目二番二九号	"	"
"	"	株式会社コムスン岩国中央ケアセンター	岩国市麻里布町四丁目一六番二号	"	"
"	"	株式会社コムスン柳井ケアセンター	柳井市南町一丁目八番四号	"	"



山口県告示第二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年一月二十五日

山口県知事 二井 関成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社あさかい	山陽小野田市大字鴨庄五六の二	宇部市南小羽山町二丁目一番七号	介護予防訪問	平成一八、四、一
有限会社在宅介護サービス	萩市熊谷町三丁目三三二二の八	萩市熊谷町三丁目四番一三	介護サービス	平成一九、〇、〇
福祉生活協同組合さんコープ	山口市桜島二丁目三三二二の八	防府市栄町二丁目四番一三	介護サービス	平成一九、〇、〇
有限会社あいあい	岩国市通津三六三四の三六	岩国市通津一六六七の一	介護サービス	平成一八、四、〇
有限会社宅老所たくみデイサービスセンター	周東町上久原三七四の一	周東町上久原三七四の一	介護サービス	平成一九、〇、〇

山口県告示第二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十年一月二十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
岩国市周東町中山字大原三五の三、三五の四
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由

道路用地とするため

山口県告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十年一月二十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月二十五日

山口県知事 二井 関成

区 間	敷地の幅員（メートル）		延長（メートル）	備考
	新	旧		
山陽小野田市大字厚狭字植生田四七〇の二	最狭 二一・七	最狭 二一・七	三五・四	終点の変更による。一般国道二号の道路の区域。
同市大字厚狭字植生田四六〇の二	最狭 三七・四	最狭 三七・四	三五・四	同市大字厚狭字植生田四六〇の二
同市大字厚狭字植生田四六一の二	最狭 四一・〇	最狭 四一・〇	一一・二〇四・〇	同市大字厚狭字植生田四六一の二

区 間	敷地の幅員（メートル）		延長（メートル）	備考
	新	旧		
山陽小野田市大字郡字一里ヶ谷三四九地先から	最狭 四一・〇	最狭 四一・〇	一一・二〇四・〇	終点の変更による。
同市大字厚狭字植生田四六一の二	最狭 四一・〇	最狭 四一・〇	一一・二〇四・〇	同市大字厚狭字植生田四六一の二



(三六) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十年二月二十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十年一月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 高齢者にやさしい町づくりネットワーク・豊浦

代表者の氏名 辻 禮史郎

主たる事務所の所在地 下関市豊浦町大字川棚六九〇三番地

三 定款に記載された目的

下関市豊浦町及びその周辺地域の住民に対して、地域医療の利便性の向上に関する事業並びに高齢者その他の交通弱者が移動しやすい環境の整備その他の介護及び福祉に関する事業を行うことにより、地域福祉の増進に寄与すること。

(三七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十年二月二十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年一月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 中国経済文化研究小组

代表者の氏名 折戸 洪太

主たる事務所の所在地 山口市黄金町五番二一三〇六号

三 定款に記載された目的

中国の経済、文化等の分野において交流をしようとする人々に対して、中国語の教育、中国に関する講演会の開催並びに中国の経済及び文化についての研究、発表及び助言に関する事業を行うことにより、経済的及び文化的な分野における日中交流の一層の発展に寄与すること。

(三八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十年三月十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年一月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十年一月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人つくしの会

代表者の氏名 福江 明久

主たる事務所の所在地 山口市秋穂東六〇三一番地の一

(三九) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十年一月二十五日から同年五月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年一月二十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アルク安岡ショッピングパーク  
 所在地 下関市富任町一丁目四七四の六
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社安成工務店 下関市綾羅木新町三丁目七番一号 安成 信次

- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	株式会社メガネセンター
大規模小売店舗に於いて小売業を行う者の氏名又は名称	—	株式会社メガネセンター
大規模小売店舗に於いて小売業を行う者の住所	—	仙台市泉区泉中央一丁目二三の五
大規模小売店舗に於いて小売業を行う者の代表者の氏名	—	福王 進

- 四 届出年月日

平成二十年一月十一日

- 五 変更年月日

平成二十年二月八日

(四〇) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十年一月二十五日から同年五月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年一月二十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク安岡ショッピングパーク

所在地 下関市富任町一丁目四七四の六

- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社安成工務店 下関市綾羅木新町三丁目七番一号 安成 信次

- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗に於いて小売業を行う者の氏名又は名称	—	株式会社メガネセンター
大規模小売店舗に於いて小売業を行う者の開店時刻	—	午前九時
大規模小売店舗に於いて小売業を行う者の閉店時刻	—	午後七時

- 四 届出年月日

平成二十年一月十一日

- 五 変更年月日

平成二十年二月八日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク安岡ショッピングパーク

所在地 下関市富任町一丁目四七四の六

- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社安成工務店 下関市綾羅木新町三丁目七番一号 安成 信次

- 三 変更に係る事項

駐輪場の位置、荷さばき施設の位置及び廃棄物等の保管施設の位置

- 四 届出年月日

平成二十年一月十一日

- 五 変更年月日

平成二十年二月八日

(四一) 市町が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九

十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十年一月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

市町名	施行地区	事業の種類
山口市	白井田地区	かんがい排水

二 縦覧の期間

平成二十年一月二十八日から同年二月十八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(四二) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成二十年一月二十五日

山口県知事 二井 関 成

土地改良事業を行つた者の名称又は氏名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
阿東町	赤迫地区 ため池の整備	平成一八、八、三	平成一九、一二、一四

(四三) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口県方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十年一月二十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 作業の種類  
公共測量(基準点設置)
- 二 作業の地域  
岩国市青木町三丁目及び平田一丁目
- 三 作業の期間  
平成二十年一月十五日から同年二月二十九日まで

平成二十年一月二十五日印刷  
發行

發行人所

山口県知事  
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)